東京都バドミントン協会 審判部長 原 正人

サービス高を 1.15mに固定する新ルール施行と判定方法について

平素より本会へのご理解とご尽力賜り誠にありがとうございます。

さて、サービス高の固定に関してですが、サービス高を 1.15mに固定するルールが 2 0 1 9 年度 4 月 1 日から適用されます。競技規則は下記のように改定されます。

## (現行:2018年版)

競技規則 第9条第1項(取り消し線は現行の条文から抹消される箇所を示す)

- (6) ①サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体がサーバーのウエストより下 になければならない。ここで言うウエストとは、肋骨の一番下の部位の高さで、胴 体の周りの仮想の線とする。
  - ②実験的に判定装置を使用する場合については、サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体が必ずコート面から 1.15m以下でなければならない。(平成 30 年度は採用しない)
- (7) サーバーが持つラケットヘッド及びシャフトは、シャトルを打つ瞬間に下向きでなければならない。(上記 (6) ②の施行の場合は本項は削除)

## (改訂後)

競技規則 第 9 条 第 1 項

(6) サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体が必ずコート面から 1.15m以 下でなければ ならない。

改定に伴い各支部での大会における判定方法について、以下に東京都協会として指針を示します。

「ポストにコート面から 1.15m高さのところにテープなどでマークを付け、そのマークを基準にコート面から 1.15mの高さのところに水平面をイメージし、判定をする」

- 補足1:ポストへのマーキングについては、支部様と支部体育館管理者とで協議をされて、恒久設置が出来るよう計らってください。恒久設置が出来ない場合でも、大会時には設置の許可を得てください。
- 補足2:ポストへのマーキングの色は、一般にポストの色がグリーン系であることから、補色の赤系が望ましいと考えられます。
- 補足3:テープ等のマーキング部材の上面が1.15mとなるように設置する。
- 補足4:各支部での大会等で必要に応じてサービスジャッジをつける時も同様である。
- 補足5:上記以外の方法でも判定が可能で有効な方法があれば、採用することに問題はない。